

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市  
条例第64号）（総合企画局総合政策室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市大学のまち交流センターの使用料の適正化を図る必要があるため、条例を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第64号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

「

円	円
3,600	10,080
5,340	14,910
2,460	6,890
3,650	10,180
1,490	4,110
2,260	6,270
560	1,540
820	2,260
3,850	10,800
5,140	14,400
6,730	18,820
2,260	6,270
2,980	8,330
3,960	11,000
4,470	12,440
5,960	16,660
7,860	22,010
1,180	3,290
1,590	4,420
2,100	5,860

別表備考以外の部分中

を

2, 550, 850	
920	2, 570
1, 380	3, 800
2, 232, 000	
820	2, 260
1, 230	3, 390
1, 913, 140	
720	1, 950
1, 080	2, 980
300	

」

「

円	円
3, 660	10, 260
5, 440	15, 190
2, 510	7, 010
3, 710	10, 370
1, 510	4, 190
2, 300	6, 390
570	1, 570
830	2, 300
3, 920	11, 000
5, 230	14, 660
6, 860	19, 170
2, 300	6, 390
3, 030	8, 480
4, 030	11, 200
4, 550	12, 670

に改める。

6,070	16,970
8,010	22,410
1,200	3,350
1,620	4,500
2,140	5,970
2,598,090	
940	2,610
1,410	3,870
2,273,330	
830	2,300
1,250	3,450
1,948,570	
730	1,990
1,100	3,030
310	

」

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

### (経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、平成31年度分の改正後の条例第8条第3項に規定する年間使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 平成31年度を通じて使用する場合 次の表の左欄に掲げる講習室の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

第 1 講 習 室	円
	2, 574, 462
第2講習室, 第3講習室及び第4講習室	2, 252, 664
第5講習室, 第6講習室, 第7講習室及び第8講習室	1, 930, 848

(2) 講習室の使用期間の初日又は末日が平成31年度の中途である場合 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

使用期間の初日が平成31年4月2日から同年9月30日までのいずれの日である場合	使用期間の初日の属する月から平成31年9月までのこの条例による改正前の京都市大学のまち交流センター条例（以下「改正前の条例」という。）別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額と同年10月から平成32年3月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額との合計額
使用期間の初日が平成31年10月1日から平成32年3月31日までのいずれの日である場合	使用期間の初日の属する月から平成32年3月までの改正後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額
使用期間の末日が平成31年4月1日から同年9月30日までのいずれの日である場合	平成31年4月から使用期間の末日の属する月までの改正前の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得た額

使用期間の末日が平成 31年10月1日から 平成32年3月30日 までのいずれかの日 である場合	平成31年4月から同年9月までの改正前の条例別表 に掲げる額の月割りによって計算して得た額と平成3 1年10月から使用期間の末日の属する月までの改正 後の条例別表に掲げる額の月割りによって計算して得 た額との合計額
--	---

(総合企画局総合政策室)